WI. Club JRA-Net(JRA電話・インターネット投票会員向けwebサービス)



Club JRA-Net とは?



JRA電話・インターネット投票会員であれば、どなたでもご利用いただける専用のwebサービスです。Club JRA-Netにご登録いただくと、 限定キャンペーンにご参加いただけたりご登録の住所やメールアドレスの変更をWEB上で行うことができます。

2.

登録・入会の手順

■ご注意! ※ご利用いただくには、受信可能なメールアドレスが必要です。新規登録は、利用開始日から可能です。

まずは、下記URLにアクセス! ※JRAホームページ[https://jra.jp](パソコン)、[https://sp.jra.jp](スマートフォン)、[http://jra.jp](携帯)にもリンクがあります。

パソコン版

スマートフォン版

携帯版

https://www.clubjranet.jra.go.jp/

© AN Q OPPRINTED A STATE OF THE STATE OF THE

Club JRA-Netとは?

Cab JEA Nett. JEAUM - インターキット投資会的であるほどなたでもご利用いただける専 用の放送を合う・ビスです。



ドコモ: http://d.c-jranet.jra.go.jp/



登録情報の入力

Club JRA-Netコードの入力

メールアドレスの入力

- ●利用規約をご確認の上「同意」して加入者番号・生年月日・氏名(全角カタカナ)を入力してください。
- ◆Club JRA-Netコード(半角英数 4~8桁)を決めてください。
- ●Club JRA-Netコードは、登録情報の確認やログインの際に必要となります。大切に管理してください。
- ●登録後に確認メールが送られます。必ず受け取ることができる メールアドレスを正しく半角で 入力してください。

メール配信の設定

確認メール

登録情報の確認

●Club JRA-Netからのメール配信を設定します。なお、メール配信を停止された場合でも、確認メール及びJRAからの重要なお知らせを配信させていただく場

合がございます。

- ●メールの登録情報確認用URLよ りアクセスして、2週間以内に確 認作業を行なってください。
- ●確認メールが届かない場合は、メールアドレスをご確認の上、再度登録願います。

●加入者番号、Club JRA-Netコードを入力して登録完了です。

登録完了!

上記URLから ログインして ご利用ください。

※Club JRA-Netコードを忘れてしまった場合は、お手数ですが新規登録からやり直してください。

Ⅳ. 各種情報照会

1	投票内容照会	過去60日間の投票内容をご確認いただけます。 開催日当日の21時以降に更新されます。
2	加入者情報照会	氏名・住所などの登録情報をご確認いただけます。住所・電話番号の変更は「Club JRA-Net」か「PATサービスセンター」にお願いします。反映には2週間程度かかりまます。
3	投票成績照会	当年と前年の競馬場別・騎手別などの投票成績をご確認いただけます。携帯版はございません。 パソコン版・スマートフォン版サイトのみです。節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。
4	銀行残高照会	前節までの購入・払戻・残高状況等をご確認いただけます。 節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。
5	入金履歴照会	過去60日間の入出金の履歴をご確認いただけます。 節終了の翌日(通常月曜日)の21時以降に更新されます。

当日分の照会はネット投票サイトからご確認ください。

海外競馬・地方ナイター発売や、メンテナンス等更新タイミングが変更・遅延する場合があります。

Club JRA-Net からもご確認いただけます。

パソコンでの照会

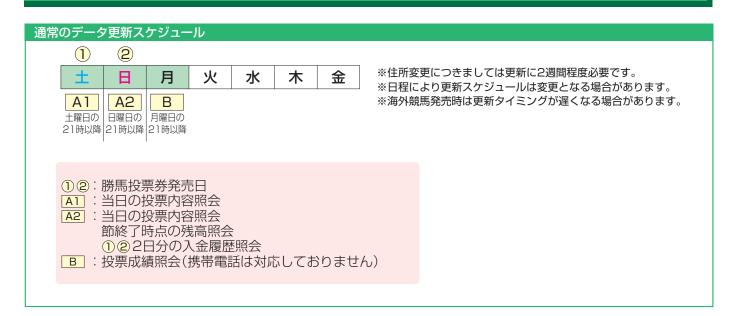


スマートフォンでの照会

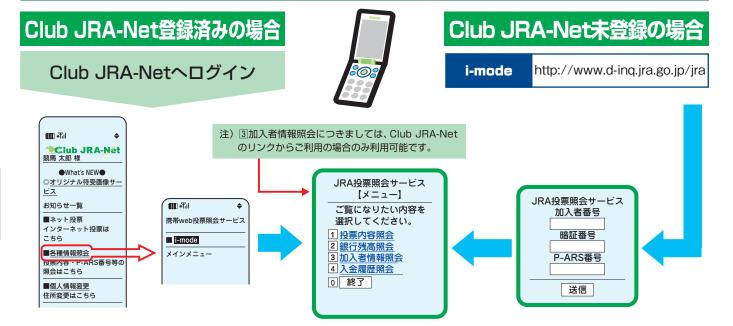
「暗証番号」が必要となります



データ更新スケジュール



携帯(インターネット)での照会



プッシュホン電話での照会

プッシュホン投票と同様に音声ガイダンスにそって、プッシュホン電話のボタン操作で、受付番号・投票内容・残高をご確認いただけます。 なお、残高照会につきましては競馬開催終了時点での残高です。最新の情報につきましては銀行にてご確認ください。

自動応答による投票内容照会(プッシュホン電話)_{※過去60日間の投票内容を確認いただけます。}

03-5618-9290

通常当日の投票内容は21時以降に、節終了時点の残高は節終了日の21時以降に更新されます。 ※海外競馬発売時には、タイミングが遅くなる場合があります。

投票照会サービスに電話して加入者番号・暗証番号・P-ARS番号を入力します。



受付番号をお知らせします。

※ * を押すと一つ前の操作に戻ることができます。

※プッシュホン投票と異なり、コンピュータ音声案内中でも入力可能です。

単勝○番××枚 的中、10レース複勝○番××枚…この投票での合計購入金額は○○○○円、合計払戻金額は○○○○円です。以上で終わります、受付番号と# をどうぞ…」

投票内容をお知らせします。

※WIN5および地方競馬・海外競馬分は照会できません。

X. Q&A

JRAのホームページの「お問い合わせ・FAQ」もご参照ください。



加入者番号・暗証番号(パスワード)・P-ARS番号・INET-ID等が分からなくなったときは?



Α.

Webでご確認いただけます。ネット投票のログイン画面よりアクセスして下さい。 暗証番号がご不明な場合、Webをご利用いただけない場合はPATサービスセンターまでお電話ください。



住所が変わった場合は?



A.

○インターネットで変更

JRA電話・インターネット投票会員専用ページWebサービス「Club JRA- NET」の「加入者情報の確認・変更」よりご変更いただけます。

○お電話で変更

「JRA PATサービスセンター」までご連絡ください。

○書面で変更

巻末の「登録内容変更届」をご記入の上、「JRA PATサービスセンター」までご郵送ください。

Q

氏名が変わった場合は?



姓または名を変更された場合は、巻末の「登録内容変更届」と下記のうち、いずれか一点をPATサービスセンターまで送付してください。 なお、書類の返却はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

本人確認書類	有効条件(下記条件に満たさないものは無効となります)			
1. 運転免許証(運転経歴証明書)のコピー				
2. パスポートのコピー				
3. 各種福祉手帳のコピー	有効期限内のもので氏名・住所・生年月日が確認できるもの。			
4. 各種健康保険被保険者証のコピー	・運転免許証・・顔写真のある表面をコピー			
5. 各種年金手帳のコピー	(住所変更がある場合は裏面のコピーも必要) ・パスポート・・・顔写真および住所記載ページをコピー ・個人番号カード・・・顔写真のある表面をコピー(裏面は不要)			
6. 個人番号カードのコピー(表面のみ)				
7. 住民基本台帳カード(写真付き)のコピー				
8. 在留カードのコピー(※)				
9. 特別永住者証明書のコピー(※)				
10. 住民票の写し	「「サウ・ロンサのナのでコピーは不可			
11. 印鑑証明書	過去6ヶ月以内のものでコピーは不可。			

- ※現在のお名前、ご住所、生年月日が記載されていることをご確認ください。
- ※姓・名共に変更となる場合には、新旧のお名前が記載されている書類が必要となります。
- ※外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされます。



「お申込みの投票は受け付けられませんでした。同じ投票をすでに受け付けています。 これまでの投票内容を必ず照会メニューでご確認ください。」と表示されました。



Α.

電波状態等、何らかの要因により、同じ投票データが複数回送信された可能性があります。 メッセージに従ってこれまでの投票内容を必ず照会メニューでご確認いただくか、またはPATサービスセンターにてご確認ください。

Q&A…スマートフォン

※スマートフォンの操作に関しましては、ご自身の責任において操作してください。

ℚ 加入者番号、暗証番号、P-ARS番号、金額入力画面等で「入力に誤りがあります」と表示されてしまう。

8

- ▲。「半角数字」で入力されているかご確認ください。「半角数字」以外は正しく認識されません。
- 投票受付時間にもかかわらずログイン画面が「受付時間外」の表示になります。

O

A。「画面の再読み込み(更新)」や「キャッシュクリア」を行ってください。この方法は画面が正常に表示されないときも有効な方法となりますので、お試しください。

Android iOS

☆再読み込み方法
アドレスバー付近の矢印「C」をタップします。
米矢印が見当たらない場合は、画面の上から下にスワイプ(スライド)するか、「メニュー」から「再読み込み C」をタップします。
☆キャッシュクリア
Chrome の場合
(1)ブラウザを起動した状態で、右上メニューボタンを押す (1)ホーム画面で下から上にスライドする
(2)[履歴]・「開覧データ開除】をタップ (2)[設定】・「アブレと通知」をタップ (2)[設定】・「アブレと通知」をタップ (3)上版で開除 「全選収 (4)[キャッシュされた画像とファイル] の横にある
チェックルックスをオン (5)[データを消去】をタップ (5)[データを消去】をタップ (6)[キャッシュを削除したいアプリをタップ (7) 原産 (7) 原産 (7) 原産 (7) アフリン (7) 原産 (7) の電源を切ってから、再起動してください。

【注意】キャッシュクリアによってJRA以外のサイトで保存したパスワードや履歴も消去される場合があります。

- ℚ「次回から暗証番号のみを入力」にチェックを入れているのに加入者番号・P-ARS番号が保存されていない。
- ▲ 「Cookieの消去」を行っていませんか?「Cookieの消去」を行うと、携帯に保存されている加入者番号・P-ARS番号の情報が消えてしまいますのでご注意ください。また、iPhoneのプライベートブラウズがONになっていると保存されません。 Androidのシークレットモードでは保存されません。
- □ 「お待ちください」と画面が暗くなったまま止まってしまい、何も操作できない。

▲。一度電源を完全に切っていただき、電源を入れ直して再度お試しください。

Q&A…パソコン

※パソコンの操作に関しましては、ご自身の責任において操作してください。



投票受付時間にもかかわらずログイン画面が「受付時間外」の表示になります。

- ▲ ブラウザで時間外にアクセスした時の画面が保存されていて、現在の画面を読んでいない可能性がありますので、再読込み(更新)してください。表示が変わらない場合は、キャッシュをクリア後に再度、再読込みしてください。 【注意】キャッシュクリアによってJRA以外のサイトで保存したパスワードや履歴も消去される場合があります。
- ○Safariをご利用の場合

[再読込み]

時間外の画面で「表示」⇒「ページを再読込み」または「Commandキー」+「Rキー」変わらない場合は [キャッシュクリア]

「Safari」⇒「キャッシュを空にする」「本当にキャッシュを空にしますか?」メッセージに「空にする」を選択

○MicrosoftEdgeをご利用の場合

[再読込み]

時間外の画面で「F5」または「Ctrl」+「R」変わらない場合は

[キャッシュクリア]

画面右上「・・・」⇒「設定」⇒「プライバシーとセキュリティ」⇒「クリアするデータの選択」⇒「キャッシュされたデータとファイル」にチェック⇒「クリア」⇒「すべてクリアされました」が表示されたら完了

○GoogleChromeをご利用の場合

[再読込み]

時間外の画面で「F5」または「Ctrl」+「R」変わらない場合は

[キャッシュクリア]

画面右上「: 」⇒「その他のツール」⇒「閲覧履歴を消去」⇒「詳細設定」タブ⇒「期間」リスト「全期間」⇒「キャッシュされた画像とファイル」にチェック⇒「データを削除」

Q&A…携帯

- ※携帯電話の操作に関しましては、ご自身の責任において操作してください。
- ※携帯電話の機能やその名称、操作方法は機種によって異なります。詳しくはご利用の携帯電話の取扱い説明書をご覧いただくか、各携帯電話会社へ お問い合せください。

「指定サイトがみつかりません」「応答が得られません」等により、ログインページを表示できません。

Ø

▲。通信状態が良好であればURLが間違っている可能性があります。

半角英文字で「: (コロン)」、「/(スラッシュ)」、「. (ドット)」、「- (ハイフン)」等にご注意の上、URLが正しく入力されていることをよく確認の上送信してください。

i-mode http://www.d-ipat.jra.go.jp/

携帯版JRAホームページにネット投票(携帯)へのリンクをご用意しておりますので、お試しください。

JRAホームページ http://jra.jp

→JRA投票ログイン

※携帯からPC向けサイトへアクセスする機能(フルブラウザ・PCサイトビューアー・PCサイトブラウザ等)では、ネット投票(携帯)をご利用いただけません。

投票受付時間にもかかわらずログイン画面が「受付時間外」の表示になります。



- ▲. 過去に時間外にアクセスした時の画面がキャッシュや履歴機能により携帯電話に保存されていて、現在の画面を 読み込んでいない可能性があります。
 - ※携帯電話のキャッシュ・履歴機能とは携帯電話が一度読み込んだwebページを一時的に保存し、次回以降に同じページにアクセスした時の表示速度を速くするしくみです。

i-modeの場合

機能ボタン等から画面の再読み込み(更新)を行なってください。

※画面の再読み込み(更新)機能、または、履歴・キャッシュのクリア機能につきましては、ご利用の携帯電話の機種によって名称が異なる場合や、各機能がない場合があります。ご利用の携帯電話の機能・ご操作につきましては携帯電話の取扱い説明書をご覧いただくか、各携帯電話会社へお問い合せください。

【注意】キャッシュクリアによってJRA以外のサイトで保存したパスワードや履歴も消去される場合があります。

○ 払戻金が購入限度額に反映されません。



- ▲。購入限度額はログイン時と残高照会後にネット投票(携帯)の購入限度額に反映されます。 再度ログインするか[残高照会]→[投票メニュー]の操作を行なってください。
 - ※[投票メニュー]を選択して表示された投票メニュー画面の購入限度額は、前回投票終了時点での金額となっております。残高照会後に「戻る」機能等を使用しますと最新の残高が反映されませんのでご注意ください。



▲ 投票の成立が不明です。

通信状態によっては、お客様が投票内容を送信しても投票のデータがJRAのコンピューターまで到着せず不成立となる場合があります。また、投票成立後にJRAから受付番号を送信した際に、お客様の携帯電話が通信状態によりうまく受信できない場合でも投票が成立している場合があります。

投票の成立の有無が不明な際は、必ず最新内容(直前の投票内容)照会等でご確認ください。誤って二重に投票を 行なった場合でも取消・変更は一切できません。

※ 日本中央競馬会電話・インターネット投票に関する約定(A-PAT会員)

私は、日本中央競馬会のA-PAT会員へ登録して電話・インターネット投票を利用するにあたり、競馬に関する法令、日本中央競馬会の規程及び下記の条項を遵守し、日本中央競馬会に対し何らの迷惑も及ぼさないことを確約します。

(指定口座) 第1条 A-PAT会員(以下「加入者」といいます。)は、日本中央競馬会(以下「競馬会」といいます。)の電話・インターネット投票による勝馬投票券の購入にあたり、競馬会が別に指定する銀行(以下「指定銀行」といいます。)に、勝馬投票のための口座として指定する普通預金口座(以下「指定口座)といいます。)を設けなければなりません。 2. 加入者は、指定口座を設けるために必要な書類等を指定銀行に提出しなければなりません。

第2条 加入者は、勝馬投票券の購入の代金(以下「購入金」といいます。)の預金口座振替を依頼するため、別に定める様式による預金口座振替依頼書を、指定口座を設けようとする指定銀行に提出しなければなりま

せん。 2 加入者は、指定口座を設けた銀行(以下「利用銀行」といいます。)が別に指定する日時(以下「指定日時」といいます。)からその直後の第14条の規定による購入金の支払及び払戻金(競馬法(昭和23年法律第 158号) 附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金、競馬法附則第6条第1項の1号給付金及び2号給付金を含みます。 以下同じ。)並びに返還金(以下「払戻金等」 といいます。)等の交付(以下「支払・交付」 といいます。)がなされる日までの期間において、支払・交付に係るものを除き、その指定口座からのいかなる支払も、又その指定口座へのいかなる振込も、利用銀行が拒絶することを承諾するものとします。

CUNIA 96 からといることでは、 (加入者番号等の通知) 第3条 第1条及び第2条の規定による手続きのすべてが完了し、かつ、競馬会において必要な手続きが終了したときは、競馬会は、加入者に加入者番号、P-ARS番号、インターネット投票用パスワード(以下「IN ET-ID」といいます。)、受付電話番号、受付URL、利用開始期日その他の必要な事項を通知するものとします。 2 前項の加入者番号、P-ARS番号、INET-ID、受付電話番号及び受付URLは、競馬会の都合により変更することがあります。

(暗証番号) 第4条 加入者は、暗証番号を定め競馬会に通知するものとします。

第4条 加入者は、暗証番号を定め競馬会に通知するものとします。
(個人情報の取扱い)
第4条の2 競馬会は、次に掲げる場合に加入者の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じた上で収集し、保有し、利用し、提供し又は預託するものとします。
(1) 加入者の電話・インターネット投票の利用に関する業務を行う場合
(2) 競馬会が提供するサービス業務及びマーケティング活動を行う場合
(3) 法的義務により競馬会が個人情報の提供を求められて場合
(4) 印刷・発送業務等の電話・インターネット投票(関する業務を第三者に委託する場合
(5) 加入者の同意を得た場合
2 前項各号に掲げる場合において利用等を行う個人情報は、次に掲げるものとします。
(1) 氏名、住所、電話番号、暗証番号等加入者が申込時に届け出た事項
(2) 第20条、第21条第2頭及び第3項、第22条並びに第23条第1項及び第2項の規定により加入者が届け出た事項
(3) 第3条の規定により競馬会が加入者に通知した事項
(4) 勝陽投票券の関之限を開入限を開入といて記書のといるのでは、アンターネット投票利用状況
(5) 預金残高、払戻金等加入者の指定口座に関する事項
(発売する勝馬投票券)

(発売する勝馬投票券) 第5条競馬会は、100円を単位として、別に指定する勝馬投票法の勝馬投票券を発売するものとします。

第6条削除

スパースシーでは、 (<mark>インターネット投票による勝馬投票券の購入)</mark> 第7条の2 インターネット投票とは、インターネット接続端末によりウェブサイト又は専用アプリを利用して、勝馬投票券の購入の申込みを行う投票方法のことをいい、加入者はインターネット投票にて勝馬投票 券を購入できるものとします。

- 券を購入できるものとします。
 (インターネット投票による勝馬投票券の購入申込方法)
 第7条の3 加入者は、インターネット投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、受付URLを通して、加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を競馬会の計算機に送信するものとします。ただし、パソコン用の受付URLを通す場合は、INET-IDを競馬会の計算機に送信するものとします。
 2 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して購入できる限度額を通知します。
 3 加入者は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して購入できる限度額を通知します。
 3 加入者は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して購入場合と、競馬場名、競走の施行日、競走の番号、勝馬投票法の種類、馬(又は枠)番号及び購入金額を競馬会の計算機に送信するものとします。
 ただし、パソコン用の受付URLを通す場合は、競馬場名、競走の施行日、競走の番号、勝馬投票法の種類、馬(又は枠)番号及び購入金額並びに加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を競馬会の計算機に送信するものとします。
 4 前3項の規定による申込みが、所定の条件を満たした投票であるときは、競馬会は、その申込みを受理するものとします。
 5 第1項から第3項までの規定による申込みが、所定の条件を満たした投票であるときは、競馬会は、その投票を含む1回当たりのすべての申込みを受理することなく、加入者側の端末機にその旨を送信するものとします。

6 前項の場合において、加入者は、申込内容を確認の上、改めて申し込まなければならないものとします。

日前頃の場合において加入日前に中医学音音を確認の主はめて中の近途なりればならないものとします。
(インターネット投票契約の成立)
第7条の4 加入者と賜馬会との間のインターネット投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、加入者番号、暗証番号、P-ARS番号及びINET-IDが合致し、かつ、所定の条件を満たした申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合に成立するものとします。
2 競馬会は、前項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、勝馬投票券を発券し、その旨の通知を、加入者側の端末機に送信するものとします。
3 通信異常、機密故障その他により前項の通知が加入者側の端末機に到達しなかった場合においても、その契約の成立には一切影響がないものとします。
4 加入者は、第1項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

(インターネット投票利用規約) 第7条の5インターネット投票に関して必要な事項は、この約定に定めるもののほか、日本中央競馬会電話・インターネット投票利用規約(A-PAT会員)の定めるところとします。

(電話投票による勝馬投票券の購入) 第8条電話投票とは、電話機のブッシュ信号を利用して、勝馬投票券の購入の申込みを行う投票方法のことをいい、加入者は電話投票にて勝馬投票券を購入できるものとします。

- 第8条 電話投票とは、電話機のブッシュ信号を利用して、勝馬投票券の購入の申込みを行う投票方法のことをいい、加入者は電話投票にて勝馬投票券を購入できる (電話投票による勝馬投票券の購入は、次の各号の事項につき、当該各号の順序により行うこととします。 (1) あらかじめ競馬会が通知した受付電話番号の電話を通じて加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を通知してください。 (2) 競馬場合、加入者番号、暗証番号及びP-ARS番号を確認の上、購入できる勝馬投票券の枚数(100円単位で換算した枚数)を通知します。 (3) 競馬場合、競走の番号、勝馬投票法の種類、馬(枠)番号及び購入枚数を申し込んでください。 (4) 競馬会は、加入名の管理を受けるとともにこれを復唱します。 (5) 前号の復唱した申込内容を記録するとともにこれを復唱します。 (6) 競馬会は、前号の申込内容を記録するとともにこれを復唱します。 (7) 競馬会は、前号の申込内容を記録するとともにこれを復唱します。 (7) 競馬会は、前号の確認があった場合に勝馬投票券を発券します。 2 加入者と競馬会との間の電話投票による勝馬投票券を発発します。 2 加入者と競馬会との間の電話投票による勝馬投票券を発売に関する契約は、前項第6号の確認及び第7号の勝馬投票券の発券をもって成立するものとします。 3 加入者は、前項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。 (節の定義)

- (節の定義)
 第10条 この約定において「節」とは次に定める日または期間をいいます。
 第10条 この約定において「節」とは次に定める日または期間をいいます。
 第10条 この約定において「節」とは次に定める日または期間をいいます。
 (1) 中央競馬の開催日(といいます。)又は地方競馬の競走に係る勝馬投票券の発売を行う日であって、開催日以外の日(以下「発売日」といいます。)のうち理事長が特に指定する日(以下「特定発売日)といいます。)が連続しない場合。当該開催日又は特定発売日1日
 (2) 開催日又は特定発売日が2日以上連続する場合、当該連続日の開催日又は特定発売日を合わせた期間
 (3) 開催日(日以上連続する場合を含みます。以下同じ。)又は特定発売日(2日以上連続する場合を含みます。以下同じ。)と開催日又は特定発売日との間の日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和2年法律第178号)に規定する休日、12月31日から翌年1月3日までの日、若しくは発売日(特定発売日を除く。)である場合、当該前後する開催日又は特定発売日を合わせた期間

 「地震性が顕素の購入用度額)

- (勝馬投票券の購入限度額) に効定するが内、12月31日が登4年1月3日よりの1、4日くは予が日本味で、)である場合、日飲前後9 5開催日気は特定光光に仕合われた期間 (勝馬投票券の購入限度額) 第10条の2 加入者 1人当たりの勝馬投票券の購入限度額は、次の各号のとおりとします。ただし、1回の申込みにおいて100万円を超えて勝馬投票券を購入することはできません。
 (1) 節の初日においては、指定日時における指定口座の預金残高(以下「預金残高)といいます。)に、その日のその申込みまでのペイジー入金 (加入者が、魏馬会が別に定める日において、その定める方法により日本マルチペイメントネットワーク連営機構が提供する収納サービス「Pay-easy (ペイジー)」を利用して指定口座以外の口座から競馬会が指定する口座へ入金することをいいます。)の合計額を加えた額から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減した額に、その日のその申込みまでに加入者が購入した勝馬投票券に係る交付額を加えた額とします。
 (2) 節の20日目以降の各日においての輸入金の合計額を減した額に、その日のその申込みまでに加入者が購入した勝馬投票券に係る交付額を加えた窓から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額に、その節においてその申込みまでに購入したその日の競走の勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金及び返還金の合計額を加えた窓とします。

(ペイジー入金の手数料) 第10条の3加入者は、ペイジー入金に係る手数料を負担するものとします。 2 前項の手数料の金額は、別に定めるものとします。

- 2 前項の手数料の金額は、別に定めるものとします。
 (設定上限額に係る取扱い)
 第10条の4 競馬会は、加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して1節あたりの勝馬投票券を購入できる上限額(以下「会員設定上限額」といいます。) の設定の申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額を設定します。
 2 競馬会は、加入者がら競馬会指定の書面により会員設定上限額の設定の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額を設定します。
 3 競馬会は、加入者がら競馬会指定の書面により会員設定上限額を設定された加入者からの勝馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みのの前に会員設定上限額を設定します。
 3 競馬会は、前2項の規定により会員設定上限額を設定された加入者からの勝馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みの日の属する節のその申込みまでの購入金の合計額を減した額にその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した返還金の合計額を加えた額を超える場合は、その勝馬投票の申込みを受け付けないものとします。
 4 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して会員設定上限額の解除または額の変更に係る申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額の設定を解除しまたは額を変更するものとします。
 5 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者から関馬会指定の書面により会員設定上限額の解除または額の変更に係る申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額の設定を解除しまは額を変更するものとします。
 6 前2項の場合において、競馬会は、最後に会員設定上限額を設定または変更した日(開催日前日のうち競馬会が別に指定した時間帯に設定または変更した場合は、その翌日とします。)以後180日を経過しな い間(競馬会が別に指定した日の時間帯を除きます。)になされた申請については、会員設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

(勝馬投票券の代理受領) 第11条加入者が電話・インターネット投票により購入した勝馬投票券は、競馬会が加入者に代わって受領し、保管するものとします。 2 前項の勝馬投票券について、加入者がその閲覧を請求した場合、競馬会は、その勝馬投票券を発売した日から60日間、競馬会が指定した場所で閲覧に供します。

(禁止事項)

(京上事項/ 第12条加入者は、加入者本人以外の者に電話・インターネット投票の申込みをさせてはなりません。 2 加入者は、他人からの委託により電話・インターネット投票の申込みをしてはなりません。 3 加入者は、加入者名義の変更又は加入資格の譲渡をすることはできません。 4 加入者は、インターネット投票を利用して取得した全ての情報を第三者に提供してはなりません。

(受付の拒否) 第13条加入者の勝馬投票の申込みについて疑義があるときその他競馬会が必要と認めたときは、競馬会は、勝馬投票の申込みを受け付けないことがあります。

- (購入金の支払及び払戻金等の交付等) 第14条加入者は、1節における購入金をその節の直後の銀行営業日(現金自動支払機その他の機械のみで営業している日を除きます。以下同じ。)に、第2条第1項に定める依頼に基づき指定口座から競馬会に支払うものとします。 2 競馬会は、1節における払戻金等を、その節の直後の銀行営業日に、加入者に通知することなく指定口座に振り込むことにより交付するものとします。 3 競馬会は、加入者がベイジー入金を行った場合には、その節の直後の銀行営業日に、その節におけるベイジー入金の合計類に相当する額を加入者に通知することなく指定口座に振り込み、その時に加入者は第1項に規定する購入金の支払いを行い、競馬会は前頭に規定する払戻金等の交付を行うものとします。 4 前3項において、やむを得ない事由により当該日に支払い又は振り込むことができない場合は、当該日の翌銀行営業日に支払い又は振り込むものとします。

-/ ・インターネット投票における購入金及び払戻金等に関する異議は、その投票の申込みをした日から30日以内に限り、競馬会に申し立てることができます。

(初**必欠保持**) 第16条加入者は、電話・インターネット投票を行うための加入者番号、暗証番号、P-ARS番号、INET-ID、受付電話番号及び受付URLを絶対に第三者に漏らしてはなりません。 2 加入者は、加入者番号、暗証番号等を記載した書類の紛失その他の電話・インターネット投票に関する秘密が漏えいするおそれのある事態が発生した場合は、その旨を直ちに書面により競馬会に届け出なければなりません。 (注意事項) 第16条の2加入者は、20歳未満の者が加入者の加入者番号、暗証番号、P-ARS番号及びINET-IDを使用して電話・インターネット投票の申込みをすることのないよう特に注意しなければなりません。

(免責) 第17条 第7条の4又は第9条の規定により勝馬投票券の発売に関する契約が成立した場合は、その申込みが加入者本人以外の者によって行われたときであっても、競馬会は一切それによる損害の責を負いま

せん。 2 天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により電話・インターネット投票の申込みを受け付けられない場合又は預金残高を競馬会の計算機に登録することができない場合があって も、競馬会、通信会社又は利用銀行は一切その責を負いません。

(預金残高の照会) 第18条競馬会は、利用銀行に対し、指定口座の預金残高を照会することができるものとします。

第10条照局法には、17月間に1月に入りいまた日本とのおいました。 (発売・要項等) 第19条次の事項については、競馬会が別に定め、ホームページ等に掲示することにより加入者に通知するものとします。これに変更があった場合も同様とします。 (1) 電話・インターネット投票を受け付ける競走 (2) 電話・インターネット投票の受付の開始時刻及び締切時刻 (3) 勝馬投票券の購入を申し込むことができる一日あたりの回数 (4) その他電話・インターネット投票に関し必要な事項

(住所、氏名等の変更の届出) 第20条加入者は、住所、氏名又は電話番号を変更したときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。

- (欠格事項)
 第21条次に掲げる者は、加入者となることができません。
 (1)20歳未満の者
 (2)破産者で復権を得ない者
 (3)精神の機能の障害により勝馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 (4)親馬に関係する政府職員、親馬会の役職員、親馬法第3条の2の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県等の職員であって当該委託を受けた事務に従事する者、中央競馬に関係する調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくはさゅう務員又は中央競馬の事務に従事する者
 (5)親馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
 (6)生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者
 (7)法人
 2 加入者は、前項の担守によりなコスプレーマール。

(解約)

- (解約)
 第22条競馬会は、加入者から書面により解約の申請があったとき又は加入者が次の各号の一に該当したときは、加入者に通知することなくこの契約を解除します。
 (1) 申込書又は添付書類に記載された事項が真実でなかったことが判明したとき。
 (2) 競馬会が指定した日までに第1条又は第2条に規定する手続きを完了しなかったとき。
 (3) 欠格者となったとき。
 (4) 死亡したとき。
 (5) 4年間を通じて電話・インターネット投票の申込みがなかったとき。
 (6) 指定口座を解約したとき。
 (7) 20歳未満の者に電話・インターネット投票の申込みをさせたことが判明したとき。
 (8) その他競馬会が必要と認めたとき。

- (る) その地域網索が必要と認めたとさ。 (本人中語による利用の停止) 第23条競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、電話・インターネット投票の利用を停止します。 2 競馬会は、前項の規定により電話・インターネット投票の利用の停止となった加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初 の節の初日より、電話・インターネット投票の利用の停止を解除します。 3 第1項の規定により電話・インターネット投票の利用の停止となった加入者は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは、前項の規定による利用の停止の解除を申請することが
- できません。

る。 (家**族申請による利用停止規約)** 第24条の2家族申請による利用の停止に関して必要な事項は、この約定に定めるもののほか、日本中央競馬会電話・インターネット投票利用規約(A-PAT会員)の定めるところとします。

(準拠法、裁判管轄) 第26条この約定の準拠法は日本法とし、電話・インターネット投票の利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

日本中央競馬会電話・インターネット投票利用規約(A-PAT会員)

「日本中央競馬会電話・インターネット投票に関する約定 (A-PAT会員)」(以下「約定」といいます。) 第7条の5および第24条の2の規定に基づき、下記の項目を定めます。

1日本中央協議会、自治・インターネット投票に関する制定(AFFAI 会員)」(以下制定していてはなり。) 第7末のものより第24末のとのが定に基づされたの項目を定めます。
1. インターネットへのアクセス
インターネットを利用するには、インターネットを利用して受付URLにアクセスする必要があり、加入者はそのために必要な機器、通信手段等を準備するものとします。日本中央競馬会(以下「競馬会」といいます。)はそのための手段、方法等については一切関与しません。

る。 2. 知的財産権 インターネット投票のコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報(データ)及びインターネット投票を利用して取得した全ての情報に関する知的財産権は競馬会に帰属しています。加入者は、競馬会に事前の文書による承諾を受けた場合を除いて、コンテンツ、ソフトウェア又は情報を転載又は再利用することはできません。また、加入者が本項に違反した場合は、競馬会はコンテンツ、ソフトウェア又は情報を転載又は再利用することを差し止め、当該行為によって生じた損害を請求できるものとします。

- :とを差し止め、当該行為によっく生じに損害を明水 しゅう いいこしょう。
 禁止事項
 、著か次の行為を禁止します。
 ② 競馬会又は第三者の財産、プライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、又はその恐れのある行為
 ② 対外のネット投票のサービスの全部又は一部を商業目的で利用する行為
 ③ コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限させるようなコンテンツを送信する行為
 ⑤ インターネット投票のサービス又はサービスに接続しているネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為
 ⑤ 他の加入者の個人情報を収集若しくは蓄積する行為、又はその恐れのある行為
 ② その他競馬会が不適切と判断する行為

4. 解約 前項の禁止事項に該当した場合は、約定第22条第8号の規定により、競馬会は加入者に通知することなく電話・インターネット投票に関する契約を解除することがあります。

- 前項の禁止事項に該当した場合は、約定第22条第8号の規定により、競馬会は加入者に通知することなく電話・インターネット投票に関する契約を解除することがあります。
 5. 加入者の家族申請による利用停止
 (1) 加入者の家族申請による利用停止
 (1) 加入者の家族申請による利用停止
 (1) 加入者の家族申請による利用停止
 (1) 加入者の家族申請による利用停止
 (1) 加入者の家族申請によって電話・インターネット投票の利用の停止を申請する場合は、約定第24条第1項の規定により、加入者がギャンブル障害であることを証明する医師の診断書の提出が必要となります。 なお、診断書の取得が困難な場合は、加入者の電話・インターネット投票によって加入者の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明する書類(以下「経済要件書類」といいます。)の提出が必要となります。 また、加入者が、加入者の家族申請によって競馬場等への入場を制限されている場合は、その旨が記載された機能無会からの通知文書(以下「入場制限通知文書」といいます。)を提出が必要となります。 また、加入者のより、大型の規則を申請することができますが、その申請により利用停止となった加入者は異議を申し立てることができません。 なお、利用停止開始予定日は、競馬会が利用停止を認めた通知を発した日から 週間が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。
 (2) 利用停止加入者の利用停止の解除を申請する場合は、約定第24条第6項の規定により、加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書の提出が必要となります。 なお、(1) により、経済要件書類又は入場制限通知文書(入場制限事由が、加入者の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしているもの)の提出により利用停止となった加入者の別利用停止の解除を申請する場合は、規馬会指定の属する年の翌年の未日までは申請することができません。

 第4251

6. 無保証 競馬会はインターネット投票のサービス内容に関して、情報の提供状態、アクセスの可能性、使用状態等についてはいかなる保証も行わないものとします。 加入者は本人の責任で投票又は情報の取得を行うことと し、これらの行為の結果生じる損害について競馬会は一切その責を負いません。

7. **賠償責任の制限** 加入者が次の事項に起因又は関連して生じた損害について、競馬会は賠償責任を負わないものとします。
 ①インターネット投票を利用したこと、又は利用できなかったこと
 ②第三者によりデータへの不正アクセスおよび不正改要がなされたこと
 ③その他インターネット投票のサービスに関連する事項に起因して生じた一切の損害

登録内容変更届

(個人情報に変更がありましたら送付してください)

日本中央競馬会 宛

加入者番号				
氏 名	フリガナ			
生年月日	西暦	年	月	日

※太枠内は必ずご記入ください。

西暦 年 月 日をもって、下記のとおり []を変更しますのでお届けします。

★該当する項目に○印をつけ、ペンまたはボールペンでご記入下さい。

変更前	1.住 所	T
	2.氏 名	フリガナ
	3. 電話番号	
変更後	1.住 所	プリガナ T 都道府県
後	2.氏 名	フリガナ
	3.電話番号	

※記入された内容について、確認のお電話をさせていただく場合があります。

備考

書類送付先/〒135-8477 東京都江東区永代1-14-5

JRA PATサービスセンター TEL 050-3771-2000または03-5620-2000

※住所変更は、登録制の電話投票会員専用webサービス「Club JRA-Net」で可能です。

※Club JRA-Netにご登録のメールアドレスの変更は、本届では変更できません。

※お名前の変更には、本人確認書類が必要となりますので、詳細についてはお問合せ下さい。

解約届

西暦 年 月 日

日本中央競馬会 宛

(!) この用紙は解約届です。(お間違えのないようご注意ください。)

ペンまたはボールペンでご記入ください。 加入者番号がご不明の場合は、下記PATサービスセンターまでお問い合わせください。

加入者番号						
氏 名 (自 署)	フリガナ					
現住所	フリガナ 〒	都道 府県				
電話番号		生年月日	西暦	年	月	В
銀行名			·			
解約理由	以下のいずれかに○をしてください。 1. 競馬場・ウインズへよく行くようにこ2. 競馬に興味がなくなったため	なったため	4. 経済的 5. 即PAT			

(ご注意) JRAに解約届が届いてから、解約手続き終了まで下記の通り時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。 担保ARS会員: 約3~4週間 A-PAT会員:約2週間

6. その他

書類送付先/〒135-8477 東京都江東区永代1-14-5 JRA PATサービスセンター

TEL 0 5 0-3771-2000または03-5620-2000

3. 年齢・健康上の理由のため



Ⅲ. 各種案内

URL一覧

■パソコン

JRAホームページ https://jra.jp URA・海外競馬ネット投票 https://www.ipat.jra.go.jp/ · 地方競馬ネット投票 — https://n.ipat.jra.go.jp/ Club JRA-Net https://www.clubjranet.jra.go.jp/

■スマートフォン

JRAホームページ



https://sp.jra.jp

JRA・海外競馬ネット投票



https://www.ipat.jra.go.jp/sp/

Club JRA-Net



https://m.clubjranet.jra.go.jp/

ガラケー型スマートフォン

JRA・海外競馬ネット投票



https://g.ipat.jra.go.jp/

■携帯

JRAホームページ



http://jra.jp

ネット投票



「JRA・海外競馬投票ログイン」 または「地方競馬投票ログイン」を選択

http://jra.jp/dn10/

Club JRA-Net



http://d.c-jranet.jra.go.jp/

投票照会サービス



http://www.d-ing.jra.go.jp/jra

プッシュホン投票先電話番号

050-3116-7777 050-3161-7777

050-3810-7777 050-3800-7777

OCNドットフォンからは通話料無料でご利用いただけます。

050-2017-7777

DDN IPフォン・BBフォンからは通話料無料でご利用いただけます。

※お掛け間違いにご注意ください!(IP番号「050」を利用しております。携帯電話番号とは異なります。)

※一部の電話からは、おかけになることができませんのでご了承ください。

PATサービスセンター

TEL 050-3771-2000

〈JRA開催日〉**8時30分~17時** 〈平日〉10時~17時

- ※「非通知設定」のお電話はご利用いただけません。通知設定しておかけ下さい。また公衆電話からはつながりません。
- ※050からはじまるIP電話をご利用いただけない場合は、03-5620-2000をご利用ください。
- ※お問い合わせの際は、スムーズな対応をさせていただくため、加入者番号(8桁)をご用意のうえ、お電話ください。
- ※地方競馬の発売をしない祝日・年末年始・メンテナンス日等は営業しません。
- ※050-3771-2000へのNTT固定電話からの通話料は、全国一律11.55円(税込)/3分です。

JRAテレホンサービス(払戻金・開催情報)



JRA PATサービスセンター TEL 050-3771-2000 〒135-8477 (会員専用のお問い合せ窓口)

〈JRA開催日〉**8時30分~17時** 〈平日〉**10時~17時**

- ※「非通知設定」のお電話はご利用いただけません。通知設定しておかけ下さい。また公衆電話からはつながりません。
- ※050からはじまるIP電話をご利用いただけない場合は、03-5620-2000をご利用ください。
- ※お問い合わせの際は、スムーズな対応をさせていただくため、加入者番号(8桁)をご用意のうえ、お電話ください。
- ※地方競馬の発売をしない祝日·年末年始·メンテナンス日等は営業しません。
- ※050-3771-2000へのNTT固定電話からの通話料は、全国一律11.55円(税込)/3分です。